

一般社団法人京都府バスケットボール協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人京都府バスケットボール協会と称し、英文表記は、Kyoto Basketball Association とする。

(主たる事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）に加盟し、京都府におけるバスケットボール競技界を統括し、京都府内のバスケットボールの普及及び振興を図り、バスケットボールを通じて、府民の心身の健全な発達に寄与する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 京都府を代表する各連盟を統括し、各年代、各カテゴリーのバスケットボールチームを組織し、各種競技会へ参加
- (2) バスケットボールの京都府選手権大会その他の競技会の開催
- (3) バスケットボール選手の育成、バスケットボール競技の普及並びに指導者及び審判の育成
- (4) 選手、チーム、指導者及び審判の登録
- (5) 府内スポーツの振興と社会貢献の実施
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 JBA 及び傘下団体等

(加盟義務)

第5条 この法人は、京都府を代表する唯一の団体として、JBA 及び一般社団法人近畿バスケットボール協会に加盟する。

(JBA 加盟・登録)

第6条 JBA 及びこの法人の実施する事業に参加しようとするチーム及び競技者は、JBA 及びこの法人に加盟及び競技者等の登録をしなければならない。

(遵守義務)

第7条 この法人は、関係法令の他、JBAの定款、基本規程及び付随する諸規程規則、国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という。）及びFIBA ASIAの諸規程規則、スポーツ仲裁機構（以下「CAS」という。）及び一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という。）の仲裁関連規則のほか、JBA、FIBA ASIA、CAS及びJSAAの指示、指令、命令、決定及び裁定等を遵守する義務を負う。

(傘下団体)

第8条 この法人は、京都府下の市町村におけるバスケットボール界を統轄し、その普及振興を行い、この法人の趣旨に賛同する団体（以下「市町村バスケットボール協会」という。）は、この法人の理事会の議決を得て加盟団体となることができる。

第4章 会 員

(会員の構成)

第9条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同してこの法人に登録し、且つJBAに競技者等の登録をした団体。
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を援助する個人及び団体。
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人等に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格取得)

第10条 この法人の会員になろうとする者は、社員総会において別に定めるところにより申し込み、代表理事（第27条3項）の承認を受けなければならない。

(会費)

第11条 この法人の事業活動等の運営に必要な費用に充てる為、正会員になった時及び毎年、正会員は社員総会において別に定める額の会費を支払う義務を負う。

(退会)

第12条 会員は、社員総会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでもこの法人を退会することができる。

(除名)

第13条 この法人の会員が、この法人の名誉を毀損し、若しくは目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、この法人は一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

第14条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第11条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第5章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書〔正味財産増減計算書〕の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第17条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 議決権を有する者は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って行う。

(代理)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

- 第23条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

- 第24条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第25条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第26条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、社員総会に提出し、第1号についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 役員

(役員の設定)

- 第27条 この法人に次の役員を置く。
- (1) 理事8名以上15名以内
 - (2) 監事2名
- 2 理事のうち1名を会長、2名以内を会長代行、1名を業務執行理事とし、若干名を常任理事とする。
 - 3 前項の会長を一般法人法上の代表理事とする。
 - 4 本条第2項の業務執行理事を一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、会長代行、業務執行理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長、会長代行、業務執行理事及び常任理事は、常任理事会を構成する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、会長に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状態を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が、不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。報告する場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。
- 5 監事は、前項の請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が請求から5日以内に発せられない場合、請求した監事は、理事会を招集することができる。

(役員任期)

第31条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなる時は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第32条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第33条 役員には、報酬を支払うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第8章 名誉役員

(名誉役員)

第35条 この法人に名誉役員を置くことができる。

- 2 名誉役員は、理事会の推薦に基づき社員総会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 名誉役員に関する事項は、理事会が定める。

第9章 理事会

(構成)

第36条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、会長代行、業務執行理事及び常任理事の選定及び解職
- (4) (削除)

- 2 前項に定めるほか、理事会に関する事項は、理事会規程の定めるところによる。

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集し、議長は会長又は会長が指名した者があたる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ指名した理事が理事会を招集し、議長を務める。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

(常任理事会)

第41条 この法人の業務執行について協議する機関として常任理事会を設置する。

- 2 常任理事会は理事会から委嘱された事項を決定することができる。
- 3 前2項に定める常任理事会の組織、権限及び運営に関する規程は、理事会が定める。

第10章 運営役員及び事務局

(運営役員)

第42条 この法人の業務執行の為、理事会の議決に基づき、業務執行理事のもとに運営役員を置く。

- 2 前項に定める運営役員の組織、所管及び運営に係る規程は、理事会が定める。

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するために事務局を置き、事務局長が事務を統轄するものとする。

- 2 事務局長及び事務局の重要な職務については、理事会の承認を得て会長が定める。
- 3 事務局に職員を置き、理事会の承認を得て会長が任免する。
- 4 職員は、事務局長の指示により業務執行を行うものとする。
- 5 職員は、理事会が定める規定により有給とする。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算する場合において有する財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、電子公告により行う。電子公告のアドレスは <https://kbba.jp/> である。

- 2 事故ややむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 附 則

(最初の事業年度及び役員任期)

第48条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から平成28年3月31日までとする。

- 2 この法人の最初の役員任期に限り第31条に定める任期を平成28年3月期の定時社員総会終結の時までとする。

(設立時社員)

第49条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名 兒玉 幸長
住所 (非公開、定款原本には記載)

氏名 加藤 盛司
住所 (非公開、定款原本には記載)

(設立時理事及び設立時監事)

第50条 この法人の設立時理事、設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 兒玉 幸長、加藤 盛司、長谷川 佐喜男、泉 貴智、谷 明憲、
中村 直登、磯野 勝、湯浅 暢宏、小林 雄二、吉田 裕司、
甲良 雅子、面井 功、高田 典彦
設立時監事 木村 文子、田中 明

(設立時代表理事)

第51条 この法人の設立時代表理事は、兒玉幸長とする。

(法令の準拠)

第52条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

第53条 (削除)

(附 則)

この定款の改正は平成 30 年 7 月 1 日から施行する。(第 53 条)

令和 4 年 6 月 5 日 一部改正